

マイナ保険証を利用した薬剤・特定健診情報等の活用について

厚生労働省はマイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）を利用したオンライン資格確認システムを通じて、薬剤情報や特定健診情報等を取得・活用することにより質の高い医療の提供を行うことを推奨しています。

当院におきましても、マイナ保険証を利用したオンライン資格確認を行う体制を整備しております。つきましては、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

また、当体制を整備したことにより、患者さんに下記の診療報酬を請求することとなりますので、お知らせいたします。

※マイナ保険証は各種公費受給者証には対応しておりません。必ず原本のご提示をお願いいたします。

記

1. 診療報酬の変更点

算定期間：2024年6月1日～11月30日

受付時にご提示 いただくもの	情報取得の同意	初診時 点数	再診時※ 点数
マイナンバーカード （マイナ保険証）	情報取得に 同意する	1点	1点
	情報取得に 同意しない	3点	2点
保険証のみ	***	3点	2点

算定期間：2025年12月1日～

受付時にご提示 いただくもの	情報取得の同意	初診時 点数	再診時※ 点数
マイナンバーカード （マイナ保険証）または保険証		1点	1点

※再診時については3カ月に1回算定

2. お問い合わせ先

業務課外来会計係



以上

東京慈恵会医科大学附属第三病院